

業務部速報

No. 10

発行 17.9.7

JR東労組 業務部

申3号 「エルダー社員の会社における業務範囲拡大と労働条件の一部変更について」の提案に関わるすべての効率化施策を一旦中断することを要請する緊急申し入れ

J R 東 労 組 申 第 3 号
2 0 1 7 年 9 月 7 日

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 富田 哲郎 殿

東日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員長 吉川 英一

「エルダー社員の会社における業務範囲拡大と労働条件の一部変更について」の提案に関わるすべての効率化施策を一旦中断することを要請する緊急申し入れ

J R 東 労 組 は、「エルダー組合員の会社における業務範囲拡大と一部労働条件の変更について」の提案を受け、4 回に亘り申 2 号解明交渉を行ってきました。今後、J R 東 労 組 は、アンケートの結果に基づき、「労働条件」の基本申し入れを行い、その後、「組合員からの要求・要望」についての申し入れを行っていきます。そして、労使で認識が一致しなければ、改めて要求していくことも考えています。

さらに、基本申し入れを行う中では、「21 世紀における効率化の実施に関する覚書」等に基づき、これまでの施策の検証交渉をおこなっていく必要もあります。

そのような中、水戸社は 10 月の「ダイヤ改正」で「常磐線特急列車車掌の乗務体制の見直し」「水郡線のワンマン運転拡大」「区所の役割の明確化と区所毎の乗務区間の見直し」を概要説明として示しました。しかしながら、これら施策は「ダイヤ改正」とは異なる課題であると考えています。

特に、「常磐線特急列車車掌の乗務体制の見直し」（車掌一人乗務）については、新着席サービス導入時、「特急列車の車掌業務の作業内容」や、「運転担当車掌は車内改札を行わない」という議事録確認に踏まえると、組合員が訴える車掌の労働実態とは大きな乖離があります。そして、これらを含め、施策実施後「検証を行う」と議事録確認をしておきながら検証も行わず、さらに一人乗務を出来る根拠を示さず、「ダイヤ改正」と抱き合わせにして実施することについては明確に反対の意思を明らかにします。

次に、「水郡線のワンマン運転拡大」については、現在議論している最中である「エルダー社員本体勤務枠拡大」に大きく関わってくる事案です。そして、さらなる問題は、J R 水戸鉄道サービスへの業務委託拡大が進められていたことです。これは「グループ会社と一体となった業務体制のさらなる推進」や「施策実施に関する確認メモ」に明確に違反しています。

J R 東 労 組 は、このような状況を看過することはできません。したがって、国鉄改革を担った多くの組合員に、二度と雇用不安を与えないためにも、「エルダー社員本体勤務枠拡大」の議論に集中し、この間の施策における今ある問題を解決するべきです。そして、これまでの各種施策や水平分業については、すべての事案を一旦中断することを強く求めます。

よって、下記の内容で緊急申し入れを行いますので、会社側の真摯な回答を要請します。

記

1. 「エルダー社員の会社における業務範囲拡大と労働条件の一部変更について」に関わることから、すべての効率化施策については、一旦中断し、「エルダー社員本体勤務枠拡大」の議論に集中すること。また、「水郡線のワンマン運転拡大」「J R 水戸鉄道サービスの業務委託拡大」についても、一旦中断すること。



本部は本日申3号として緊急申し入れを行いました。昭和採用アンケートにおいて、すでに労働条件や要員体制などの問題点が集約されています。エルダー社員本体勤務枠拡大議論をしている最中に、ダイヤ改正の名目で水平分業が計画されていることが判明しました。このような様々な施策の入り乱れる中で、明快な労働条件の議論ができません。本部は、会社の姿勢を質し議論を明確にしていきます！

以上